

第4回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年3月23日（月） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所 筑後市役所 第1委員会室

3. 出席者

（委員）

明石 照久 委員長、 鶴 弘之 委員、 馬場 範夫 委員

（事務局）

長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員

菅原 景子 子育て支援課長、橋本 精一郎 児童家庭担当係長

中村 孝行 水路課長、井上 まき子 水路庶務担当係長、二本木 優 水路課員

井上 浩二 商工観光課長、古賀 雅弘 商業観光担当係長

古賀 毅 人権・同和対策室長、田中 まゆみ 人権・同和対策担当係長

（コンサル）

佐々木 央 （富士通総研）

4. 議題

（1）個別補助金の審査について

事務局：筑後市母子寡婦福祉会補助金について説明

委員：この補助金額24万4千円を補助する必要があるのか根拠を説明していただきたい。

事務局：補助金24万4千円の根拠については、前回の補助金見直しにより2割カットしてこの金額にになっているが、補助対象経費等積算根拠は明確ではない。

委員：見直しで8掛けということだが、元々の数字を説明できなければ補助することはできないということになる。見直し前の補助金30万5千円の説明が付けばいいが、それができなければ、現在の24万4千円を市民に納得してもらうための整理をしていただく必要がある。それから、県の連合会負担金5万円はどのような性格のものであるのか。

事務局：上部団体に所属することによって何らかのメリットがあり、その一つとして市の奨学金に関して母子福祉会に入っていることで可能になるということがある。

委員：なぜ県の連合会へ負担するスキームになっているのか理解する必要がある、他の団体の負担状況について、提出していただきたい。また、県の連合会と市の母子福祉会との関係はどのようなものか、つまり、市の母子福祉会は県連合会の会員なのかどのような関係か分からない。このことも負担金を支出する要素になるので、市は理解しておく必要がある。県連合会の中で市の母子福祉会がどのような位置づけにあって負担金を支出しているのか事実関係の整理をお願いする。

委員：決算で社協助成金15万円の収入があるが、市は社協に対して補助をしているので、一本化して社協にまかせることは可能か。

事務局：母子寡婦福祉会補助金を整理していくなかで、社会福祉協議会補助金も含めて検討したい。

コンサル：補助金 24 万 4 千円を出したことの効果が、107 人の会員のうち研修会参加 22 人、親と子のつどい参加 37 人以外は見えない状況なので、もっと効果を出す必要がある。

委員長：母子福祉会補助金については、母子福祉会の事務局が社会福祉協議会の中にあるということなので、補助金の一本化の検討をお願いしたい。また、県連合会との関係、事業効果を高めるための整理もお願いする。

事務局：水利組合運営費補助金の西牟田土地改良区分及び西牟田西部水利組合分について説明。

委員長：まず、西牟田土地改良区分の補助金について、質問・意見ををお願いする。

委員：補助金の基準額 500 円の根拠を教えてください。

事務局：過去の書類や前任者等を調査したが分からなかった。

委員：根拠が不明であるならば、補助金支出は不適切と言わざるを得ない。久留米市の積算根拠は、ため池の除草経費に対する補助額が示されており、非常に分かりやすく市民に理解してもらえる。一方、筑後市の補助金はなぜこの金額になっているのか全く分からない。

委員：質疑通告書で、土地改良区は市が管理すべき水路も管理していると回答されているが、市と土地改良区が管理すべき水路にどのような違いがあるのか。管理組合と市の維持管理の分担がどのようになっているのか分からない。

事務局：水路の所有権は市にあるが、エリア内の管理はエリアでもらっている。

コンサル：法的、制度的に組合が管理する位置づけになっているのか。

委員：建設後の維持管理を誰がすべきなのか原則はどうなっているのか。

事務局：建設は、県、市が行うが、その後の管理は地元で行うのが原則である。ただし、このエリア以外では、水路本体や管理通路工事は市で行い、地元が 1 割負担しているが、このエリアでは、すべて組合が整備しており市の負担がないという違いがある。

コンサル：今の説明は、土地改良区があるところは土地改良区が維持管理を行い、土地改良区がないところは市が行って 1 割を地元が負担するというもので、土地改良区があるかないかで線が引かれているということか。

事務局：土地改良区では組合員の賦課金で維持管理を行っているという違いがある。

委員：土地改良区の運営において組合員の賦課金で不足するところを市が補助金を出しているということだろうが、このスキームを分かるように整理してもらう必要がある。この補助金は運営費補助になっているが事業費補助が分かりやすいのではないか。

委員：500 円を超える賦課金がある二つの団体に補助をし、ほかの 8 団体は賦課金がない

か500円未満であるため補助をしないことになるが、賦課金を徴収して財源があるところに補助をするという理屈が分からない。運営費補助となっているが実際は事業費補助のように思うが。

委員：補助金を交付している二つの団体とそれ以外の団体の違いは何か。

事務局：圃場整備を行って水路整備をしているのが二つの団体で、それ以外は既存の自然流下の水路がある団体である。また、この補助金は、調書では運営費補助としたが、維持管理の活動をされているので、事業費補助ではないかと考える。

コンサル：実態として事業費補助ということであれば、どの事業に対するものか所管課は検討し明確化する必要がある。

委員：これまでの説明を受けて、本来、市がやるべきことと土地改良区がやるべきことの認識が皆さんの中でそれぞればらばらという気がするので、所管課で原則をしっかり押さえてもらうことが必要だろう。

委員長：西部水利組合も同じような補助金で追加の質問があればお願いします。

委員：決算書の事業費予算230万円に対し決算額が31万程度になっている理由は。

事務局：事業費決算は、毎年実施しているベースの金額であるが、予算上では、歳入総額に合うよう事業費を増額して調整していたものと思われる。

委員長：水利組合運営費補助金については、これまでの委員の意見に対する整理に加えて、土地改良区や水利組合がどういう形で施設の管理を行うのか、また、管理上の損害賠償に関し、管理責任も含めて市と組合の管理のあり方について整理をお願いしたい。

事務局：船小屋温泉地環境整備補助金について説明。

委員：平成31年度の補助金は看板の維持管理とホームページ管理の事業に対するものという説明であるが、これで運営費補助になるのか。

事務局：この補助金名称は環境整備と事業費補助のようにになっているが、実態は運営費補助と理解している。

委員：金額根拠は温泉協会との申し合わせで決定されたところがあるが、なぜこの金額を補助する必要があるのか、この金額の根拠は何なのか。

事務局：詳細な経緯は不明であるが、船小屋地区に船小屋鉱泉場という鉱泉の飲用施設があり、これは筑後市のシンボリック施設であり重要性が高いことから、これを維持管理するための清掃、電気代等の費用を補助したことが、今まで続いているものである。

委員：補助金であるので、金額の根拠は申し合わせではなく、きちんと数字で説明していただきたい。そうでないと公金の支出はできないことになる。

委員：補助対象は看板とホームページの管理経費に区分けされており、今後もこの二つの事業に対して補助をするということか。

事務局：そのような方向で考えている。

委員：ここのホームページは、船小屋温泉協会に任せていいのかと思う。せっかくお金をかけるなら市のホームページで行うとか、観光協会で行ってはどうか。

事務局：方法としてはできるのではないかと思う。

コンサル：温泉協会のホームページを内容確認したが、観光協会ですっかり温泉郷のPRをされたほうがいいのではないかと感じた。

委員：せっかく補助金を出しているのをこれを機に、ホームページ管理などの補助金の成果を実現していただきたい。

委員長：船小屋温泉地環境整備補助金については、観光協会との連携等これまでの意見に対する整理をお願いする。

事務局：八女人権擁護委員協議会筑後支部補助金について説明。

委員：八女人権擁護委員協議会筑後支部はいつ頃、どういう経緯でできたのか。

事務局：以前は総務課が担当していたが、その後当課で所管するようになった平成20年には筑後支部は存在していた。

委員：この補助金は、9万円の少額補助金であるが必要なのか。この補助金の意義はどこにあると考えているか。

事務局：人権擁護委員は、法務大臣からの任命であるが、給与は支給されないことになっており、費用弁償のみで活動の一部は交付されない。このため、筑後市、八女市、広川町では支部へ補助している。人権擁護委員のなり手がいない状況もあり、ほぼボランティアとしての活動になるため、支援は必要と考えている。少額の補助金であるが、市内小学校における人権の花運動等活動の事務費は必要であり、この費用に使っていただいている。

委員：上部組織の八女人権養護委員協議会への補助において整理できないか。

事務局：これまでも、そういう話はあったが整理できていない状況がある。筑後市、八女市、広川町それぞれの人権の花の活動の仕方があり、そのため、それぞれの補助金額となっている。整理には2市1町の協議が必要になる。

委員：決算に退任記念品料の支出があるが、これは委員活動費の実費弁償に替えて渡した方がいいのではないか。

コンサル：決算では、収入の9万円から先に事務費、関係団体会費を差し引いて、残りを委員の活動状況で按分して支出し、全体経費を9万円に合せてあるが、活動費を按分する前に、全体事業に係る経費総額を出すべきである、全体が見えない中で9万円の額が妥当なのか議論できない。本来支払われるべき費用弁償額を出し、そのうち補助金を按分して充てているという表がないと、この補助金によってどのくらい効果を生み出したのか、活動の内容が見えない状況である。

委員長：八女人権擁護委員協議会筑後支部補助金については、これまで意見を踏まえ、あらためて資料をお願いしたい。

以上、審議終了